

第66回 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）
－今後の河川敷地利用を考える－

■開催日 令和8年8月7日（金）

■時 間 14：00～16：00

■場 所 琵琶湖河川事務所 第一会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 河川管理者からの挨拶
3. 議事
 - 1) 前回審議の振り返りについて … 資料－1～3
(野洲川ふれあい広場、野洲川中洲親水公園)
 - 2) 更新申請に係る審議（野洲川川田河川公園）
 - (1) 占用許可申請説明書の概要 … 別冊 占用許可申請説明書
 - (2) 基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について … 資料－4
 - (3) 更新申請に係る審議（意見の提案及び助言）
4. 委員会の今後のスケジュール … 資料－5
5. 一般傍聴者からの意見聴取
6. その他
7. 閉会

【配布資料】

- ・資料－1 第65回の議事要旨
- ・資料－2 審議後の占用許可更新について
- ・資料－3 審議対象となる野洲川占用施設一覧
- ・資料－4 基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について
- ・資料－5 今後のスケジュールについて
- ・参考資料1～4
- ・別冊 占用許可申請説明書
- ・別冊 河川敷占用許可申請・審査の手引き

第65回審議後の占用許可更新について

■第65回委員会審議対象公園： 野洲川中州親水公園（守山市）
野洲川ふれあい広場（野洲市）

1) 審議対象公園に関する許可の経緯

令和 7年 7月25日 委員会において審議

令和 7年 9月12日 許可処分（野洲川ふれあい広場）国近整琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、「河川敷利用の基本

理念・基本方針」に基づき、更なる検討や取り組みの必要性について、以下のご意見をいただいたところである。

2) 占用更新許可の判断

本件については、第65回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、「河川敷利用の基本理念・基本方針」に基づき、更なる検討や取り組みの必要性について、以下のご意見をいただいたところである。

【ご意見】

○地域の防災意識の向上に配慮すべき。

○小さく流れにくい仕様が撤去が不要な看板を進入路や広場の各箇所に設置することで、利用者への注意喚起・川や施設の利用者増加に繋がると考える。

【対応結果】

●今後は施設の縮小・廃止を含めて供用前の状態に戻す検討がなされており、役割や必要性の観点から協議を行っていく。

●看板設置について検討するよう申請者へ連絡済み。設置に向けて今後も検討を促していく。

さらに、占用説明書や河川管理者の判断について文言の修正を別途ご意見頂戴した。

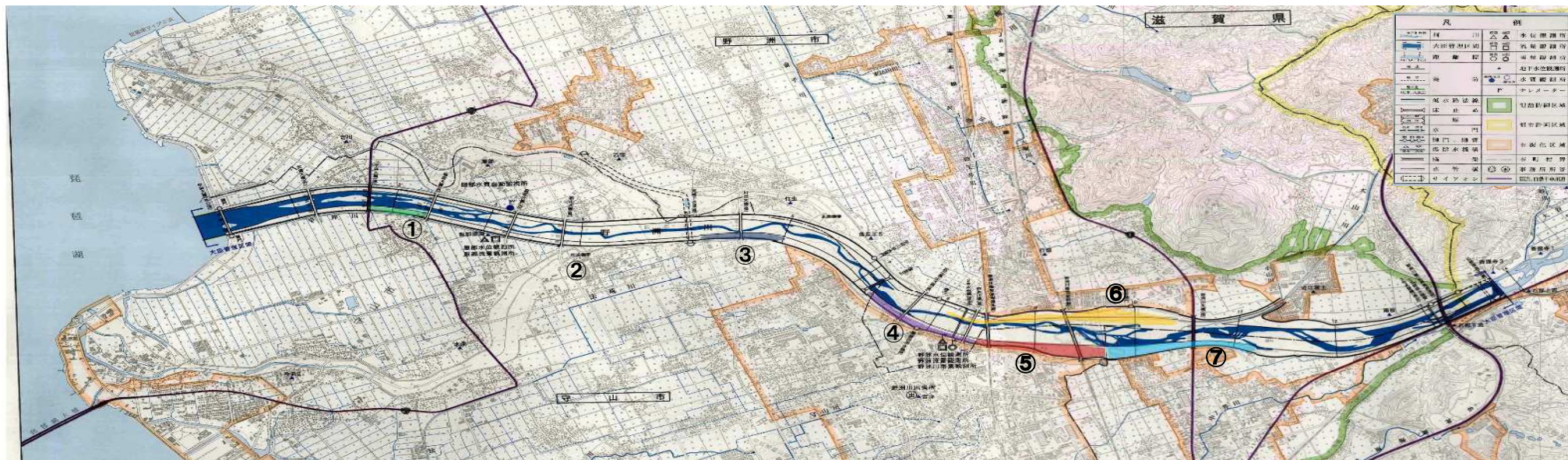
環境保全・再生への真摯な対応を前提に、占用期間満了に伴う更新申請については、河川法第24条(土地の占用の許可)の審査基準である「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号、最終改正平成28年5月30日国水政第33号)の(別紙)河川敷地占用許可準則、第五(占用許可の基本方針)に基づき審査した。

なお、占用公園の許可期間について、近畿地方整備局の方針として、占用許可準則の規程に適合する案件は占用期間を原則の10年とすることとなり、野洲川中州親水公園は占用期間を10年とした。一方、野洲川ふれあい広場は縮小及び廃止を検討しているため、占用期間を5年として更新許可することが妥当と判断した。

資料一3

審議対象となる野洲川占用施設一覧

地点 番号	件名	許可 受け者	場所		占用面積 (㎡)	占用許可期間	期間 満了年度	主な施設	地点 番号	件名	許可 受け者	場所		占用面積 (㎡)	占用許可期間	期間 満了年度	主な施設
①	野洲川 中洲親水公園	守山市	守山市幸津川町地先	左岸	27,000.99	令和7年12月1日 ～令和17年11月30日	令和17年 度	自然体験交流広場 自然環境保全・創出広場 緑陰の広場	⑤	野洲川 立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏 川原～立入町川原	左岸	100,768.77	令和7年4月1日 ～令和11年3月31日	令和11年 度	散策広場、クレイ広場、芝生 場、バスケットコート、グラウン ドゴルフ場、グラウンド
②	野洲川 改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.01	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日	令和10年 度	サッカー場 グラウンドゴルフ場 多目的広場	⑥	野洲川 河川公園	野洲市	野洲市野洲地先～野洲 市三上地先	右岸	139,181.10	令和7年4月1日 ～令和11年3月31日	令和11年 度	芝生広場、多目的運動場、野 球場、陸上競技場、テニスコ ート、ゲートボール場、グラウン ゴルフ場、健康広場
③	野洲川 川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.40	令和3年10月1日 ～令和8年9月30日	令和8年度	多目的広場 グラウンドゴルフ場 緑地広場	⑦	野洲川 運動公園	栗東市	栗東市出庭 字外川原付近	左岸	34,794.36	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日	令和12年 度	グラウンドゴルフ場、芝生広 場、テニスコート、ソフトボ ール場、多目的広場、陸上競技場
④	野洲川 ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	守山市小島町字橋本 地先～野洲市野洲字坂 田地先	左岸	76,362.11	令和7年10月1日 ～令和12年9月30日	令和12年 度	せせらぎ広場 ホテル広場 イベント広場 自由広場									



基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について（案）

野洲川川田河川公園

① 自然環境の保全・修復と治水・利水に資するものとする。

（河川管理者判断） ⇒ ○

適正な維持管理によって現状を悪化させるような利用はされていない。また、当該施設が存在し、適正に維持管理されることは樹林化抑制の観点から治水及び河川管理に資するものである。さらに、利用の調整を行い、秩序を維持するとともに、利用に伴う災害の発生を防止し、利用の増進を図っていることは、適正な利用に資するものである。

② 誰もが河川に容易にふれあえるものとする。

（河川管理者判断） ⇒ ○

自由使用を原則としており、誰もが当該施設を利用することができる。前回委員会においていただいた意見であるイベント使用等の排他的な使用の手続きを利用者に分かりやすく周知することについては、守山市都市公園条例に手続きが記載されている。また、現地で看板等が設置されていることを確認している。

③ 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。

（河川管理者判断） ⇒ ○

施設の安全性について出水時の撤去体制や維持管理体制が構築されている。

④ 地域の防災意識向上に配慮したものとする。

（河川管理者判断） ⇒ ○

地元小学校の教育の機会に活用されている。また、水害以外の災害時には平坦で広大な面積を活かして避難、復興、復旧の拠点としても利用が期待できる。

⑤ 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。

（河川管理者判断） ⇒ ○

整備は必要最低限であり、撤去が著しく困難な構造物はなく、復元は容易である。

⑥ 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

（河川管理者判断） ⇒ ○

利用が競合するような占有的な利用の際は事前に申請書の提出を求めており、利用の競合は起きていない。

以上より、河川敷利用の基本方針を満たしているため占用許可は問題ないものと思慮する。

今後のスケジュールについて(令和8年度～)

	令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
委員会回数		66回		67回		68回					69回				70回	
四半期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
野洲川川田河川公園 (守山市)		○														
野洲川MIZBEステーション(野洲市)				○												
野洲川改修記念公園 (守山市)											○					
野洲川立入河川公園 (守山市)																
野洲川河川公園 (野洲市)															○	
野洲川運動公園 (栗東市)																
野洲川ふれあい 広場(野洲市・守山市)																
野洲川中洲親水公園 (守山市)																